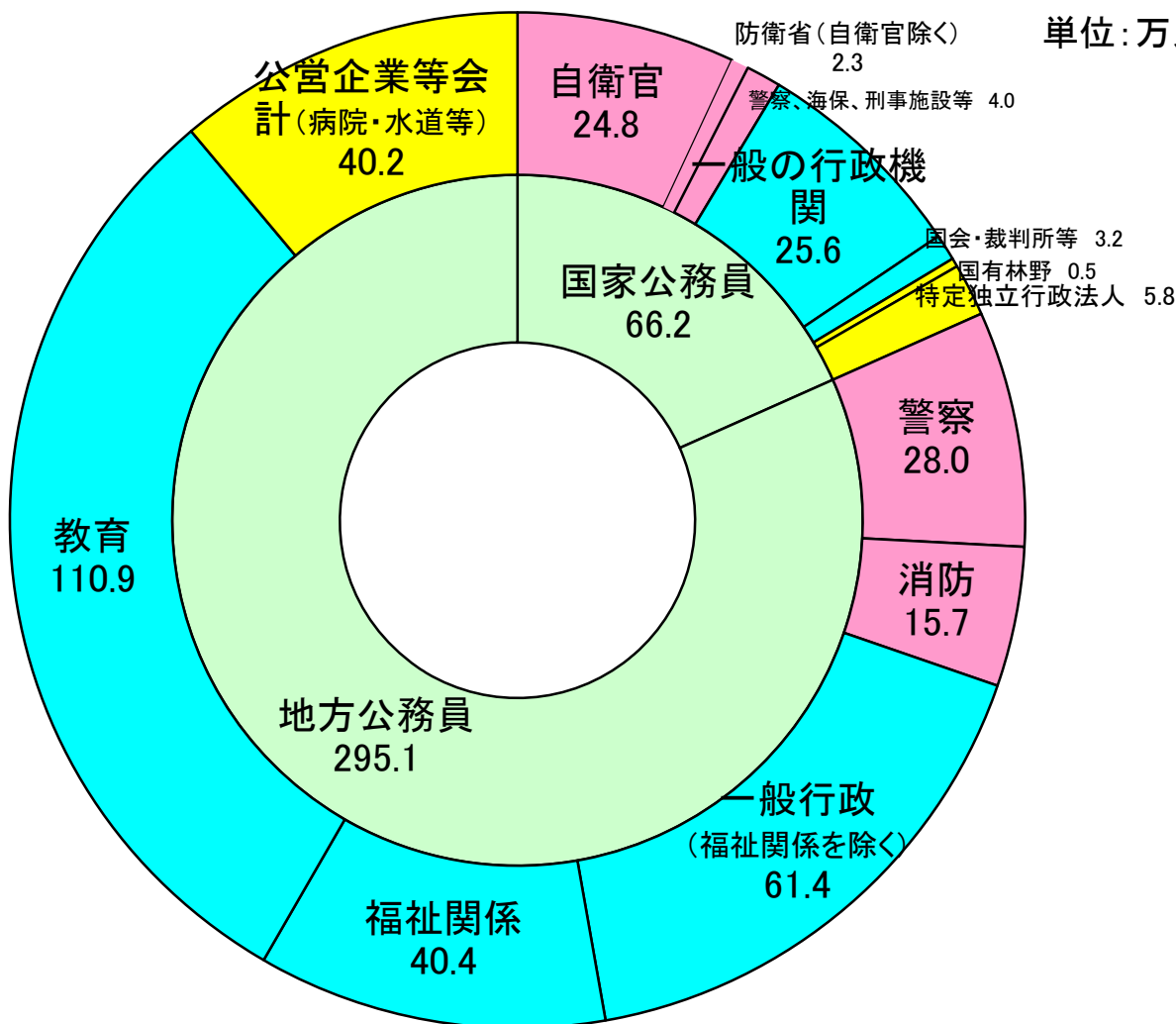


国・地方を合わせた公務員の数(基本権の視点から)

単位:万人



- 団結権×、団体協約締結権×、争議権×
- 団結権○、団体協約締結権×、争議権×
- 団結権○、団体協約締結権○、争議権×

(注1) 行政機関、国会・裁判所等、自衛官は20年度末定員。特定独立行政法人は20年1月1日現在員。

(注2) 地方公務員については、「地方公共団体定員管理調査(総務省)」による(19年4月1日現在)。

(注3) 地方公務員の「一般行政」「福祉関係」「教育」のうち一部(単純労務職員)には、団体協約締結権が認められている。その数は、概ね16.3万人程度※と推察される。

※ 「地方公務員給与実態調査」において「技能労務職員」として計上された職員数。

(注4) 地方公務員の「公営企業等会計」のうち一部(地方公営企業法の適用・準用を受けない職員)には、団体協約締結権が認められていない。その数は、概ね21.3万人程度※と推察される。

※ 「地方公務員給与実態調査」において「公営企業法非適・技能労務職員以外」として計上された職員数。